

# 財務報告に係る内部統制の基本を読み直す(その2)

## 1. 実施基準等の成立

2000年代初頭、米国において発生したエンロン事件等をきっかけに企業の内部統制の重要性が再認識され、企業改革法（サーベインズ=オクスリー（SOX）法）に基づく内部統制報告書の作成が義務付けられました。その後、米国以外の諸国においても同様の制度が導入される中、日本においても2006年6月に成立した金融商品取引法第24条の4の4（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）により、上場会社を対象に、“財務報告に係る内部統制の経営者による評価”と“公認会計士等による監査”（内部統制報告制度、いわゆるJ-SOX）が義務付けられました。J-SOXの適用は、2008年4月1日以後開始する事業年度からとされ、その規範たる「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下、「基準」といいます。）と「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「実施基準」といい、これと基準を併せて「実施基準等」といいます。）は、その1年ほど前の2007年2月15日に公表されました。

実施基準等は、2005年1月に開催された金融庁企業会計審議会の総会において、内部統制部会が設置され、そこで基準の審議を開始することが決定されました。その後、2005年2月から2007年1月まで、内部統制部会において延べ16回の審議を行い、基準とその実務上の指針たる実施基準についてのパブリックコメント手続きを経て2017年2月の公表に至っています。

## 2. 実施基準等の構成

実施基準等は、以下の3部構成となっています。

- |                       |
|-----------------------|
| I.内部統制の基本的枠組み         |
| II.財務報告に係る内部統制の評価及び報告 |
| III.財務報告に係る内部統制の監査    |

「I. 内部統制の基本的枠組み」は、内部統制の定義や概念的な枠組み（フレームワーク）を示しており、財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性を評価する経営者にとっても、これについて監査する公認会計士等にとっても、J-SOX対応を行う上では十分に理解すべきセクションです。

「II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」は経営者に、「III. 財務報告に係る内部統制の監査」は公認会計士等に専ら関係するセクションではありますが、それぞれが関係するセクションのみを理解しておけばよいわけではありません。両者は一体となって制度の目的を達成するものですから、経営者と公認会計士等のそれぞれが双方の内容について理解することで、初めて実効的なJ-SOX対応が実現できるのです。

今回は「I. 内部統制の基本的枠組み」におけるフレームワークについて具体的に見ていきます。

## 本件に関するお問い合わせ

### リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B  
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／税理士／中小企業診断士  
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

### 発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 <a href="https://legalex.co.jp">https://legalex.co.jp</a>

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。